

一ノ関駅東口まちづくり株式会社の設立に係る定款の一部変更について

1 変更内容

「監査役の数」 変更前 2名以内 → 変更後 4名以内

〈一ノ関駅東口まちづくり株式会社定款（案）新旧対照表〉

変更前	変更後
<p>(監査役の数及び選任) 第35条 当社の監査役は、<u>2名以内</u>とする。 2 [略]</p>	<p>(監査役の数及び選任) 第35条 当社の監査役は、<u>4名以内</u>とする。 2 [略]</p>
<p>(設立時取締役等) 第44条 当社の設立時取締役、設立時代表取締役及び設立時監査役は、次のとおりである。</p> <p>設立時取締役 住所： 設立時取締役 住所： 設立時取締役 住所： 設立時代表取締役 住所： 設立時監査役 住所： 設立時監査役 住所：</p>	<p>(設立時取締役等) 第44条 当社の設立時取締役、設立時代表取締役及び設立時監査役は、次のとおりである。</p> <p>設立時取締役 住所： 設立時取締役 住所： 設立時取締役 住所： 設立時代表取締役 住所： 設立時監査役 住所： 設立時監査役 住所： <u>設立時監査役</u> 住所： <u>設立時監査役</u> 住所：</p>
備考 変更部分は、下線の部分である。	

2 経緯

- 当初、一関市駅東工場跡地管理運営法人設立準備会において、一ノ関駅東口まちづくり株式会社（以下「管理運営法人」と表記）の役員体制について、監査役は2名以内とし、4年の任期ごとに出資者となる金融機関による輪番で選任することとしていた。
- その後の検討において、管理運営法人の設立初期には、土地活用計画作成業務、エリアマネジメント業務に加え、法人の事業推進体制の確立が重要となってくることから、役員体制の充実を図るため、全ての出資団体から役員を選任することが望ましいとの意見が出された。
- この意見を受けて、あらためて管理運営法人の定款（案）の変更について、令和6年12月27日付けで発起人団体に照会をし、令和7年1月9日までに全ての団体から承諾する旨の回答を得た。

3 管理運営法人の設立時役員体制（※予定）

役職	選任団体
設立時代表取締役	一関市
設立時取締役	一関商工会議所
	一関商工会議所
設立時監査役	一関信用金庫
	株式会社岩手銀行
	株式会社北日本銀行
	株式会社東北銀行